

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 (認知症基本法)

6月14日はアルツハイマー病を発見したドイツの精神科医アロイス・アルツハイマーの誕生日(1864年6月14日)であり、日本認知症予防学会が制定した“認知症予防の日”だそうです。

2023年6月14日、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が参院本会議で全会一致により可決成立しました。

(目的)

第一条 この法律は我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者(以下「認知症の人」という。)が増加している現状に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策(以下「認知症施策」という。)に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする。

認知症基本法の主な基本的施策は以下の通りです。

- ・認知症の人への国民の理解の増進
- ・認知症の人の生活におけるバリアフリー化推進
- ・認知症の人が社会参加する機会の確保
- ・認知症の人の意思決定支援と権利利益の保護
- ・保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の整備
- ・認知症の人や家族の相談体制の整備
- ・認知症に関わる研究等の推進
- ・認知症の予防に関わる取り組みの推進



この認知症基本法は2024年1月1日に施行されました。

2025年には認知症の人が700万人(高齢者の5人に1人)に達するという試算があり、誰にとっても身近な問題となっています。

青森県立つくしが丘病院DPAT



災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team; DPATディーパット)

.....自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチームです。専門的な研修・訓練を受けた精神保健指定医、看護師、業務調整員で構成されます。

2024年1月1日に発生した能登半島地震の対応のため、当院から第1次隊(4名)と第2次隊(4名)が派遣されました。第1次隊は1月21日(日)～1月25日(木)まで石川県輪島市の輪島市DPAT指揮所、第2次隊は1月29日(月)～2月2日(金)石川県珠洲市の珠洲市DPAT指揮所それぞれを拠点に、精神科医療および精神保健に関連する支援活動を行いました。

～～隊員の声～～

輪島市では市の保健師さんと社会福祉士さんと連携を取ることが多くありました。地域のことを熟知されており、自らも被災者であるにも関わらずどのような状況でも親身に対応していただきました。報道の通り高齢化率も高くこの災害で人口流出も懸念されますが、現地に行かなくてもできる支援はありますので“我が事”としてご関心ください。

感染防止対策

*病院に来られる方(患者、患者の家族、業者等)

来院中はマスク着用と手指消毒を行ってください。

発熱等かぜ症状がある場合や新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の検査が陽性となった場合は来院を控えてください。

*面会を希望される方

面会は15分、2名程度とします。

患者・面会者ともに面会中はマスクを着用してください。

面会中の飲食は控えてください。

家族・保護者・治療に関係する者以外の面会は控えてください。



電話：017-788-2988 (センター直通)

発行者：青森県立つくしが丘病院認知症疾患医療センター運営チーム
〒038-0031 青森市大字三内字沢部353-92